※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては，**『総合評価に関する事項』に係る留意事項等**（以下「**留意事項等**」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　Ｒ４三土　オモ谷　三・池田イケミナミ　砂防堰堤工事（２）（担い手確保型）
路　線　名　等　　オモ谷
工　事　箇　所　　三好市池田町イケミナミ（第２分割）

１　入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目，評価基準及び得点配分は，次のとおりとする。

① 企業の施工能力の評価

評価項目	評　価　基　準	配 点	得　点
平成24年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ［(Yn-65)×βn］×15/67.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15点を上限とする＞ Yn：工事成績評定点（３件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・2,500万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～15	/ 15.0
ＩＳＯ等	ISO9001，ISO14001，エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

② 配置予定技術者の施工能力の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
配置予定技術者の資格	技術士（技術部門が建設部門，農業部門「農業土木又は農業農村工学」，水産部門「水産土木」，森林部門「森林土木」又は総合技術監理部門（建設，農業「農業土木又は農業農村工学」，水産「水産土木」又は森林「森林土木」））又は１級土木施工管理技士の資格を有する者	5.0	/ 5.0
	１級土木施工管理技士補の資格を有する者	4.0	
	１級建設機械施工（管理）技士又は２級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者	3.0	
	１級建設機械施工管理技士補の資格を有する者	2.0	
	２級建設機械施工（管理）技士の資格を有する者	1.0	
	上記以外	0.0	
平成27年度から入札公告日までの継続学習に係る取得単位数（ＣＰＤ）	有効取得単位数が50ユニット以上	5.0	/ 5.0
	有効取得単位数が30ユニット以上	3.0	
	上記以外	0.0	
平成24年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ［(Yn-65)×βn］×15/67.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15点を上限とする＞ Yn：工事成績評定点（３件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・2,500万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～15	/ 15.0

③　地域貢献度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地域防災力 （災害時支援協定）	協定の締結	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
地域防災力 （広域的な災害時相互支援協定）	広域的な災害時相互支援協定を締結	3.0	/ 3.0
	上記以外	0.0	
地域防災力 （家畜伝染病支援協定等）	協定を締結し研修・訓練に参加，又は活動の実績	5.0	/ 5.0
	支援活動に関する研修・訓練に参加	2.0	
	上記以外	0.0	
地域防災力 （大規模災害発生時の道路啓開に関する協定）	協定により，県内の道路啓開作業に従事する者	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
地域防災力 （建設機械の保有状況）	バックホウとトラクタショベルをあわせて３台以上保有	5.0	/ 5.0
	バックホウとトラクタショベルをあわせて２台保有	3.0	
	上記以外	0.0	
県内企業活用 （県内下請け） （除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
県内企業活用 （県内産資材） （指定資材は別表に記載）	指定資材について，全て県内産資材を活用する計画を提出	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	除外する工種はなく，全ての工種を県内企業活用（県内下請け）の評価の対象とする。

「指定資材」	垂直壁，側壁護岸工に使用する「型枠」とする。

④　地域精通度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地域精通度 （同じ地域内の範囲は,次の表に記載）	同じ地域内に主たる営業所がある	10.0	/ 10.0
	上記以外	0.0	

「同じ地域内」の範囲	主たる営業所が三好市池田町又は三好市山城町の地区内にある

⑤　企業の施工能力（表彰）の評価

徳島県県土整備部が実施した令和３年度優良工事表彰，優良建設技術者表彰（以下「**優良工事表彰等**」という。）を受賞した者は得点を加点する。ただし，得点を加点した後も評価項目①から④までの配点の合計を超えないものとする。

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点
優良工事表彰等（県土整備部関係）の受賞状況	優良工事表彰等における知事賞の受賞	5.0
	優良工事表彰等における部長賞の受賞	2.0
	上記以外	0.0

※ＪＶ工事における被表彰者については，加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。
ただし，按分により小数部分がある場合には，小数第１位を四捨五入するものとする。

⑥　低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」１１の（２）に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が**土木一式工事**である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において，低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で，開札日が減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）の行った入札の評価に当たっては，減点措置を実施するものとする。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となった者を除く。)に対して，次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。
加算点：「１　入札の評価に関する基準」に基づき，次の方法により算出する。

加算点＝（１①～⑤の得点の合計＋⑥の減点（該当する場合））÷85点（１①～④の配点の合計）×15点

なお，評価値は，小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は，小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は，億円単位とし，小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

３　低入札工事に対する減点措置

この入札で，低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は，「減点措置の対象部局」に記載された期間，低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において，**20点減点**される。ただし，この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は，減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお，減点措置の対象となる入札は，建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし，減点は累積する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部　局
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	西部総合県民局県土整備部＜三好＞
契約締結日から起算して３１１日間	全ての発注部局

ただし，本契約に係る繰越承認が得られなかった場合には，減点措置の期間を令和５年３月２５日までとする。

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は，入札後審査方式一般競争入札により行うため，落札候補者として決定された者を除き，原則として，提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので，指定された様式等への記述に際し，次の内容を十分確認した上で，記述漏れ，記述間違いのないよう注意すること。

なお，審査は申請書等を印刷して行うので，申請書の各ページには，必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより，参加資格が確認できない場合については，無効，評価基準が確認できない場合については，加算点の算出を行わないものとする。

■企業の施工能力の評価

○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は，「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）×βｎ〕×15／67.5

Ｙｎ：工事成績評定点

βｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5

1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2

1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は，３件まで申告することができる。

・工事成績評定点は，平成24年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。

・工事成績評定点は，建設工事の種類が**「土木一式工事」**の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）

○評価項目（ＩＳＯ等）

・入札公告日における取得等の状況を評価する。

・入札公告日において，有効期限切れの場合は評価対象外とするが，入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり，かつ，落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

・配置予定技術者は，その雇用期間が１年間となるまで，総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

・配置予定技術者は，最大３名まで申請できるが，複数申請した場合は，加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

・配置予定技術者の評価は，工期の２分の１を超える期間において，現場代理人，監理技術者補佐，（特例）監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。

・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては，入札参加資格要件と評価基準に留意すること。

・低入札価格調査制度に基づき，増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（配置予定技術者の資格）

・１級施工管理技士補として評価するのは，この入札と同一の建設工事の種類において主任技術者の資格（２級施工管理技士や10年以上の実務経験等）を有する者に限るため，保有する主任技術者の資格を合わせて記載すること。

○評価項目（ＣＰＤ）

・ＣＰＤを実施している「建設系ＣＰＤ協議会」の各団体における取得単位数の合計を記入すること。

・ＣＰＤは平成27年度からこの入札の公告日までに取得した単位数とし，各団体等による証明がないものは認めない。

・前年度又は前々年度の単位の取得状況は考慮しない。

・社内研修は認めないので，注意すること。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は，「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）×βｎ〕×15／67.5

Ｙｎ：工事成績評定点
β ｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5
1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2
1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は，３件まで申告することができる。
・工事成績評定点は，平成24年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし，入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合はこの限りではない。
・工事成績評定点は，建設工事の種類が**「土木一式工事」**の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請
・配置予定技術者が平成24年度からこの入札の公告日までの間に妊娠，出産，育児，介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で１年間（365日）以上取得している場合は，別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき，配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。

■地域貢献度の評価
○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。
○評価項目（地域防災力：災害時支援協定）
・経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等）」に規定される防災協定のうち，次の事項を満足するもの。
　・徳島県内の公共土木施設のみを対象としたもの
　・防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの
○評価項目（地域防災力：機械保有状況）
・バケット容量（山積m3）が，バックホウは「0.1m3」，トラクタショベルは「0.4m3」以上のものに限る。
・バックホウ又はトラクタショベルは，入札公告日に自社保有，かつ，契約後に保有・稼働状況を確認できるものに限る。ただし，入札公告日において長期リース（１年以上）の実績又は開札日から２年以上のリース期間があるものについては，自社保有とみなすものとする。

■地域精通度の評価
○評価項目（地域精通度）
・「主たる営業所」及び「営業所」とは，建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。

■企業の施工能力（表彰）の評価
（１）評価の対象となる者
　評価の対象となる者は，入札公告日の前年度において，県土整備部で行われた次の表彰制度の被表彰者とする。
　① 優良工事表彰
　② 優良建設技術者表彰（優良建設技術者賞，若手建設技術者奨励賞）
（２）評価の対象となる表彰
　評価の対象となる表彰は，この入札と建設工事の種類が同じものに限るものとする。
（３）評価の方法
　評価の方法は，対象となる者の加算点を算出するに際して，次のとおり得点を加点するものとする。ただし，その得点は配点の合計に含めないものとし，加点後の得点が配点の合計を超えないものとする。
　① 優良工事表彰（知事賞；５点，部長賞；２点）
　② 優良建設技術者表彰（知事賞；５点，部長賞；２点）
※ＪＶ工事における被表彰者については，加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。ただし，按分により小数部分がある場合には，小数第１位を四捨五入するものとする。
※評価は，いずれか一つの表彰に限る。
※優良建設技術者表彰の評価は，受賞技術者が受賞時の企業に所属している（受賞時から恒常的な雇用関係にある）場合に限る。